

第4. 相続の放棄・承認



1. 総説

(1) 熟慮期間 (915)

ア 意義

「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」に、単純承認、限定承認、放棄をしなければならない（同I本文）

相続財産の内容が複雑な場合等、熟慮期間内には調査困難で、承認・放棄の選択ができない場合は、熟慮期間の伸張がある（同ただし書）

イ 熟慮期間の起算点

(ア) 原則

相続人が被相続人死亡の事実（相続開始原因）と自己が相続人となったことを知った時から起算（大決大15.8.3）

(イ) 例外

相続人が、被相続人に相続財産がまったくないと信じ、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人の交際状態等の諸般の事情からみて、相続人に対して、相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において、相続財産がまったく存在しないと信じるにつき相当の理由がある場合には、相続人が、相続財産の全部又は一部の存在を認識した時、又はそれを認識することができた時を起算点とする（最判昭59.4.27【百選Ⅲ76】）

✓ 特に、消極財産（相続債務）が発覚していない場合が問題

ウ 相続人が死亡している場合

さらにその相続人（再転相続人）の認識を基準に起算（916）

第1の相続と第2の相続の関係

再転相続人が第2の相続を放棄していないときは、第1の相続を放棄することができ、かつ、第1の相続についてした放棄は、第2の相続を承認・放棄するうえで障害にならない。そして、その後に再転相続人が第2の相続を放棄しても、先に再転相続人たる地位に基づいて第1の相続についてした放棄の効力は遡って無効になることはない（最判昭63.6.21【百選Ⅲ77】） 司H26-33-1

「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」(916)の意義

事例：丙は、第1次相続に係る相続関係事実（乙が甲の相続人であるという事実）を知らないまま、第2次相続に係る熟慮期間が経過した後になって初めて、乙が甲の相続人であったことを認識し、甲からの相続につき相続放棄をしようと考えた

①丙が自分のために第2次相続（乙からの相続）の開始があったことを知った時とする説、②丙が乙のために第1次相続（甲からの相続）の開始があったことを知った時とする説の2つが考えられる

→判例は、②説を採った（最判令元.8.9）

∴ 乙が甲の相続人であったことを知らなかった丙が、第1相続を放棄する機会を実質的に持たないままに熟慮期間が経過し、甲の負っていた債務を予期しない形で負担する事態を招き得る

エ 相続人が未成年者・成年被後見人である場合

法定代理人の認識を基準とする（917）

cf. 被保佐人，被補助人には適用がない

∴ 保佐人，補助人は法定代理人ではない

(2) 相続財産の管理

固有財産におけると同一の注意（「自己の財産におけると同一の注意」と同義）義務を負う（918） 短 司H19-33-2,H20-15-I,R1-37-I

→限定承認，放棄の場合，実質的に同様の義務が存続する（926, 940）

(3) 承認，放棄の意思表示

撤回はできない（919 I） 短 司H25-35-7,R2-37-ウ

cf. 制限行為能力や詐欺・強迫による取消し，錯誤取消しの主張は可能（919 II） 短 司H21-5-5,H22-34-5,H30-33-I

✓ 取消権は，追認をすることができる時から6か月，相続の承認又は放棄の時から10年で消滅する（919 III） 短 司H19-33-I

2. 相続の放棄

(1) 意義

相続人の意思によって，相続しなかったことにすること（初めから相続人とならなかったものとみなされる（939））

(2) 条件，期限をつけることはできない

cf. 単純承認も同様，限定承認はその性質上，条件的

(3) 詐害行為取消しの対象にならない（最判昭 49.9.20） 短 司H18-5-I,H23-18[予7]-2,H30-17[予7]-7

ただし，事実上の相続放棄を行う旨の遺産分割協議（ex. 相続財産を一切受け取らない遺産分割協議をし，その後，自己破産）については，詐害行為取消権の対象となる（最判平 11.6.11【百選Ⅲ 69】参照） 短

司H19-19-I,H26-17[予7]-7

(4) 放棄者は，放棄後も，放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで，自己の財産におけると同一の注意による管理義務を負う（940） 短 司H23-34[予15]-オ,H25-35-I,H30-33-7